

# 東北再生可能エネルギー研究会会則

(名 称)

第1条 本会は、東北再生可能エネルギー研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、再生可能エネルギーに係わる企業及び学・官の交流を通じて、東北地域に根ざした再生可能エネルギーを探求するため、東北6県公設研、産総研及び企業等による情報交換・情報収集等を行いながら、再生可能エネルギーの安定的な供給に向けた課題を抽出し、その課題解決に向け、公設研間や公設研と企業との共同研究などを実施し、最終的には事業化を図ることを目的とする。

(研究会の位置づけ)

第3条 本会は、産業技術連携推進会議 東北地域部会 資源・環境・エネルギー分科会の下部組織とし、東北の広域連携の推進を目指すため、広く企業者の参加を求め、原則公開とする。

(会 員)

第4条 東北地域の企業及び学・官の個人加入とする。但し、会長が必要と認めた場合は、東北地域以外の企業等を会員とすることができる。

(会 費)

第5条 必要に応じ、その都度、徴収する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名、副会長 1名、顧問 若干名、幹事 若干名。
- (2) 役員会は、会長、副会長、顧問、幹事で構成し、会の運営等について審議する。

(事務局)

第7条 産業技術連携推進会議運営規程第12条8項により会長の属する機関におく。

(事業の内容)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 定例総会（年1回、議長は会長があたる）
- (2) 講演会
- (3) 企業見学会
- (4) 情報交換会
- (5) その他、役員会で決定した事項。

(会則の変更)

第9条 会則の改正は役員会の議決を経て行う。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、定例総会から次期定例総会までとする。

付 則

本会則は平成24年3月23日から施行する。